

令和6年4月1日施行

「台東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」

及び「条例施行規則」が改正されます

《改正点》

◆建物高さ31m超又は延べ面積3,000㎡超の中高層建築物は、

隣接関係住民（1H内）に対する説明会開催を義務とする。

◆特定中高層建築物^{※1}（建物高さ15m超かつ近くに学校等^{※2}がある中高層建築物）は、

中高層建築物の標識設置よりも30日早く（15日→45日、30日→60日、60日→90日）標識を

設置する。また、隣接関係住民（1H内）及び学校等関係者^{※3}に対する説明会開催を義務と

する。（台東区建築計画の早期周知に関する指導要綱の規定が本条例に包含されました。）

◆中高層建築物（建物高さ10m超の全ての建築物）は、

説明後に近隣関係住民^{※4}から申出があった時は、適切な話し合いの実施を努力義務とする。

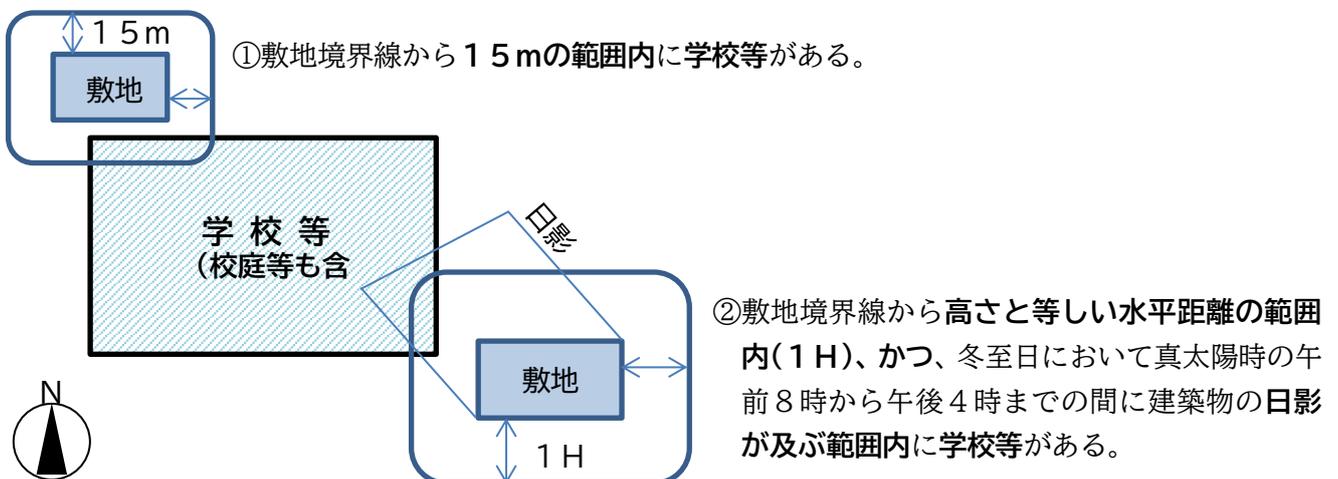
※1 特定中高層建築物とは、建物高さ15m超、かつ、①又は②に該当する中高層建築物です。

※2 学校等とは、幼稚園、小学校、中学校、認可保育所、認定こども園（公立・私立）です。

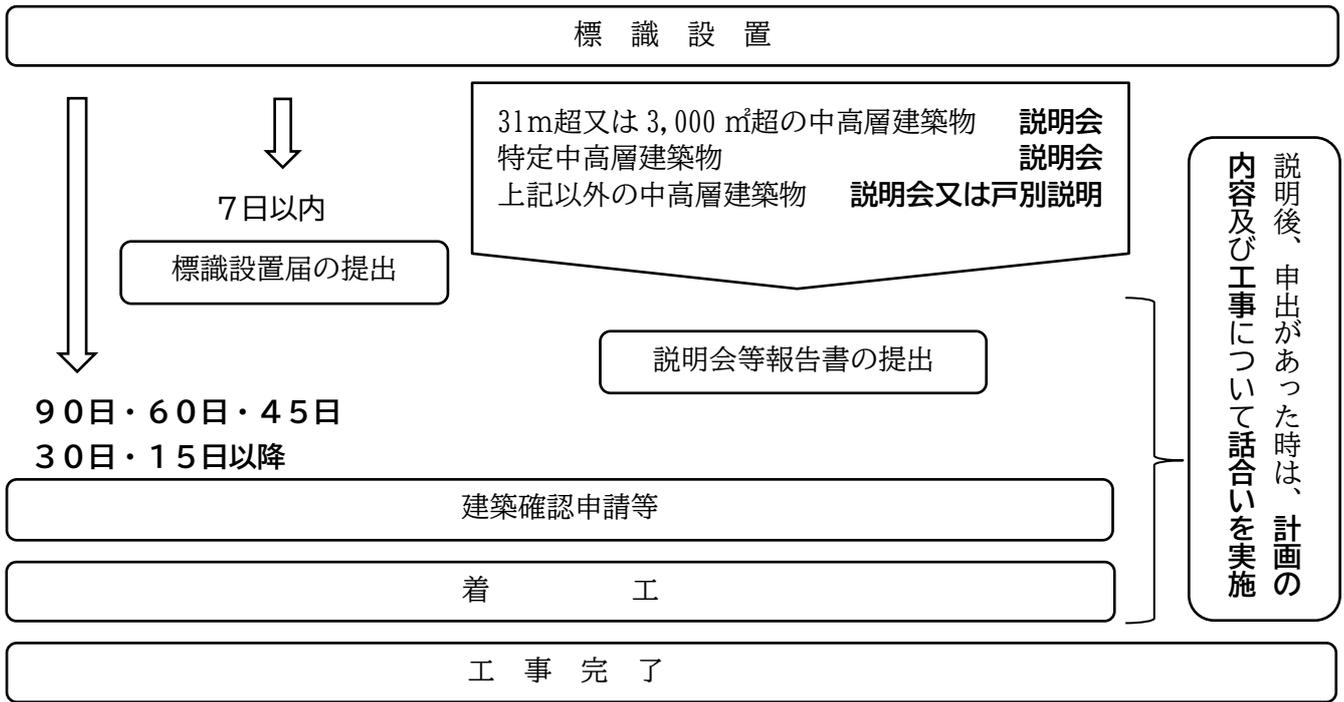
※3 学校等関係者とは、学校等の管理者、学校等に在籍する乳児・幼児・児童又は生徒の保護者です。

※4 近隣関係住民とは、隣接関係住民（1H内）及び周辺関係住民（2H内）です。

《特定中高層建築物のイメージ図》



手続きの流れ



「旧条例・旧要綱」と「新条例」の手続きについて

令和6年3月31日までに旧条例に基づく標識設置をした計画については、旧条例が適用されます。

また、特定中高層建築物のうち旧要綱に基づく説明会開催を行なった計画については、旧条例と同期間の標識設置期間となり、説明義務対象者は「隣接関係住民」となります。下記表をご確認ください。

令和6年3月31日まで				令和6年4月1日から	
旧要綱		旧条例		新条例	
標識設置	説明会	標識設置	説明会等	標識設置	説明会等
/	/	実施	未実施	/	実施 旧条例の適用
実施	実施	実施	未実施	/	実施 旧条例の適用
実施	実施	未実施	未実施	実施 新条例の適用 ただし、旧条例と同期間の設置期間	実施 新条例の適用 ただし、説明義務対象者は隣接関係住民（1H）

※詳細に関しましては、下記担当までお問合せください。